

第4章 情報ネットワーク社会における 討議と民主主義

1 はじめに

前章で確認したように、情報ネットワーク社会への社会学的視座としてモダン・アプローチの批判的継承という立場を選択するとすれば、理論的にも経験的にもまず最も重要な試金石となるのは、インターネット空間をめぐる意志形成における民主主義の実現、およびその基盤としての公共圏の形成の成否という問題であろう。

インターネット空間が、ポストモダン・アプローチの主張するように民主主義や公共圏に代表される近代的理念が無効化される空間であるのか、それともモダン・アプローチが主張するように、インターネット空間を媒介としてそれらの理念を実現に近づけることができるのか——すなわちインターネット空間が、近代という「未完のプロジェクト」を完成へと導く通路となりうるのかどうか——という問いは、学問や思想の文脈にとどまらず、今後の情報ネットワーク社会全体をめぐる最もアクチュアルな問いとなっているといつてよい。しかしながらこの問いに対して、現在の時点で性急な結論をくだすことはできない。むしろ、(第1章や第3章でも述べたように)インターネット空間はその両方の可能性をアンビヴァレントに含んだ空間として立ち現れているとみるのがより正確であろう。

ただ、様々な意味でのグローバル化にともなう全体社会のマクロな変動の中で、これまで近代社会を支えてきた枠組や規範が至るところで有効性を喪失しつつあるという点では、モダン・アプローチとポストモダン・アプローチの認識はほぼ一致しているように思わ

れる。この変動をいまだ完全には実現されていない近代の理念を真の実現へと近づけるチャンスとみるか、それとも近代の理念そのものの有効性の喪失の証とみるかという点に、二つのアプローチの基本的な認識の違いがある。そしてインターネット空間は、どちらのアプローチによっても、まさにそうしたマクロな変動を象徴するグローバルな社会空間として位置づけられているのである。

近年、とくに1990年代後半以降のインターネットの急速な発達・普及にともなって発生しつつある多くの新たな社会的問題、すなわち国境を越えてネットワークを流れる「有害」情報、不正アクセスやコンピュータウイルス、個人情報流出や著作権の侵害といった多様な問題群は、いずれも既存の社会規範（法・倫理・慣習）によっては十分に制御しえず、様々なレベルでの新たな規範の形成が焦眉の課題とされている。

その根底にはいうまでもなく、大は国家から小は家族に至るまで、既存の社会集団の境界がネットワークによって容易に越境可能なものとなることによって社会関係が組み替えられつつあり、またそれにとまって既存のローカルな慣習や規範が有効性を喪失しつつあるという状況が存在する。こうしたグローバル化、ボーダーレス化、社会的枠組の流動化は今後ますます加速していくことが予想される。

マクロな政治システムのレベルでは、インターネット空間をめぐる多様な社会問題や逸脱行動に対処するための法制化は周知のようにすでに内外でおこなわれつつあり、またよりマイクロでインフォーマルなレベルでは、電子ネットワーク上のコミュニケーションのための新たなルール・マナーづくりの議論が盛んにおこなわれている¹。しかしながらこれらの新たな規範形成、とりわけマクロレベルでのそれが、今後のインターネット空間ないし情報ネットワーク社会を全体として「民主化」する方向に進んでいくかどうかという

点についてはきわめて不透明である。

こうした現状において、モダン・アプローチの批判的継承という視座から情報ネットワーク社会を捉えていくとすれば、(ポストモダン・アプローチからみれば)有効性を失いつつあるかにみえる民主主義あるいは公共圏という近代の理念がそこでいったん根底から問いなおされ、そして再構築されうる可能性という側面から、インターネット空間を検討し評価していくことが重要な課題となろう。この課題を追求することが、本章および次章の目的である。

まず本章ではこのような視点から、インターネット空間における民主主義、いわゆる「電子民主主義」の可能性について、理論的および経験的に考察することを目的とする。第2節では既存の電子民主主義論の理論的展開を、技術決定論批判、およびハーバーマス理論を基礎とした電子民主主義論の再構築という方向に沿ってフォローし、その意義について考察する。第3節ではその考察を踏まえ、ハーバーマスの生活世界／システム図式を参照しながら、電子民主主義概念をマイクロ／マクロの二つのレベルに分析的に区分することの理論的意義を明らかにする。第4節では、マクロな電子民主主義、すなわちCMCネットワークを基盤とした市民の政治的意志形成への参加の具体的試みについて、欧米での事例研究を参照しながら考察する。最後に第5節では以上の考察を踏まえ、マイクロ／マクロいずれのレベルにおいても電子民主主義の基盤として公共圏の形成が

1 インターネット上のコミュニケーションのルール・マナーはしばしば「ネチケット」(Netiquette、NetworkとEtiquetteを組み合わせた造語)と呼ばれる。ネチケットに関するまとまったガイドライン的文書としては、IETF(インターネット技術特別調査委員会)によってまとめられ、RFCとしてインターネット上で提出された「ネチケット・ガイドライン」(ハンブリッジ 1996)が代表的なものである。

きわめて重要な意味をもつことを指摘し、次章への橋渡しとした
い。

2 電子民主主義論の理論的展開

技術決定論とその批判

「電子民主主義」とは、形式的には「電子メディアを技術的基盤として想定した、民主主義的な政治思想・政治理念ないし政治的実践」と定義することができるだろう。この広い意味での電子民主主義の概念は、民主主義概念そのものの多義性とも相まって、多様な言説や実践の中できわめて多義的に用いられてきており、またそうした多義性やあいまいさが電子民主主義をめぐる議論をしばしば混乱・錯綜させる原因ともなってきた。そうした混乱や錯綜にとらわれないために、この第2節では主として近年の欧米での理論的研究の展開を参照しつつ、電子民主主義についての概念的整理をおこないたい。

電子民主主義の先述の定義における「電子メディア」を、広く電子工学を応用したメディアという意味に解釈するとすれば、欧米での電子民主主義の歴史は1960年代にまでさかのぼることができる。それはたとえば海賊ラジオ局のような急進的メディア利用の実験的試みからはじまり、1970年代から80年代にかけては、電話会議や双方向CATVのような当時の実験的メディア技術を政治過程に応用した場合に生じうる利点や潜在的な危険性について、多くの学問的・政治的議論がおこなわれた (Tsagarousianou 1998: 167)。

電子民主主義をめぐるこうした議論の流れにひとつの大きな転機をもたらしたのは、1980年代半ばにおけるCMCネットワークの急速な発達である。それはとりわけ、それまでのメディアに関しては顧みられなかった論点として、CMCネットワークが本質的にもつ

集団的（双方向・多方向的）コミュニケーションという特性と、それが民主主義を活性化させる可能性に注意を向けさせた。

この可能性を最初に積極的に肯定した学問的言説としてしばしば言及されるのが、スプロウル／キースラーによる組織論分野でのCMC研究（Sproull and Kiesler 1992 = 1993）である。スプロウル／キースラーは、CMCネットワークを活用している企業では、社員が地域や組織の壁を越えて自由に情報を共有しコミュニケーションをおこなうことによって開放的で民主的な組織の意志決定が可能になっているという経験的観察を踏まえ、次のように述べている。

民主主義体制内では、人々はだれもが平等な条件でコミュニケーションに参加するべきだと信じられている。だれもが自由に情報を交換できるべきだと信じられている。意志決定をする者は、問題解決や革新にあたって、自分の意見を述べると同時に多くの意見が提案されるように努めている。新しいコミュニケーション技術は西歐的な民主主義のイメージに合致しているのである。（Sproull and Kiesler 1992: 13 = 1993: 30）

このスプロウル／キースラーの議論は、それ以後の電子民主主義論のひとつの基本的な流れをつくりだすことになった。しかしながらこうした議論は、とりわけその楽観性や技術決定論的発想という面から、多くの批判にさらされることにもなった。

そうした批判を代表するものとして、ここではジュゼッペ・マントヴァーニの（やはり組織論の文脈における）議論を取り上げる。マントヴァーニは、スプロウル／キースラーの流れをひくCMC研究の多くには、きわめて単純な電子民主主義観、すなわち「個々の行為者に、より多くの情報が与えられれば、組織における民主主義実現の可能性はより高くなる」という発想が共通してみられると述べる。

またここでの「民主主義」は「行為者が意志決定に参加する可能性」という単純な意味に理解されている。マントヴァーニによれば、こうした発想には次の三つの理由から疑問符をつけざるをえない(Mantovani 1996: 94-5)。

①CMCが組織環境に導入されさえすれば「民主化」が可能になるという仮定は、技術決定論にとらわれている。②CMCが、それを利用する組織の具体的状況とは無関係に、あらゆる環境において同様に機能すると考えられている。③この発想は、情報と知識についての不適切な考え方、つまり情報の量が増大すれば意志決定における自由もまた増大するという考え方に基づいている。

マントヴァーニは「技術決定論」という言葉を①に限定して用いているが、②③の点も広義の技術決定論の問題点に含まれると解釈すべきであろう。というのも、これら三つの問題点はいずれも、情報技術という独立変数と「民主化」という従属変数との単純な因果関係のみを視野にいれる発想からもたらされているからである。

三つの問題点の中でとりわけマントヴァーニが重要視するのは③である。なぜなら、情報量の増大が意志決定の自由の増大をもたらすという発想は、「単純な情報伝達という不適切なコミュニケーション・モデルの採用」に基づいており、コミュニケーションが一定の社会的文脈の中で社会的意味を付与されつつおこなわれる相互行為であるという側面を無視しているからである。それゆえマントヴァーニは次のように述べている。

われわれの視座からみれば、情報、知識、そしてコミュニケーションは、いかなる場合もつねに、社会的に認識可能な意味をもったものとして互いに結びついている。テクノロジーの使い方に決定的な意味を与えるのは社会的文脈であり、テクノロジー自体は民主主義にも権威主義にも方向づけられてはいない

のである。(Mantovani 1996: 98)

すなわち、電子民主主義の成否を現実に左右するのは、テクノロジーそのものではなくテクノロジーに様々な意味を与える社会的文脈であるという視点を、ここでマントヴァーニは明確に打ち出している。この視点は、本書序論で提示した、情報・メディア技術と社会・文化との相互作用の動的な過程の中から立ち上がるマクロな社会像として「情報ネットワーク社会」を捉えていくというアプローチとも合致する。電子民主主義の可能性も、まさにこうしたアプローチの中でこそ追求されるべきであろう。

電子民主主義論の再構築——チャールズ・エスの試み

こうしたアプローチから、ハーバーマスの理論を基礎としつつ、電子民主主義論を再構築しようと試みているのがチャールズ・エスである。

エスによれば、既存の電子民主主義論に存在するいくつかの理論的欠陥のうち最大のものは、民主主義概念そのものに一貫した明確な定義が存在しないという点にある。そこでエスは、主としてアメリカのメディア研究における民主主義像を整理したうえで、次のような三類型の「民主主義」概念をまず抽出する (Ess 1996: 201-2)。

第一の類型は「国民投票型民主主義」である〔これは、日本でよく用いられる表現でいえば「多数決主義」に該当しよう〕。これは、より多数の人々がより直接的に政治的意志決定に参加する自由を与えることを、民主主義の本質とする。現実の「民主主義」イメージとして最も流布しているのもこのタイプである。しかしこの類型はつねに、個人ないし少数派の権利をないがしろにする「多数派の専制」や衆愚政治に陥る危険性をはらんでおり、それはたとえばナチズムの歴史経験などが証明しているとおりである。

第二の類型は「コミュニタリアン的民主主義」である。これは個々人の私的な利害関心を第一義的なものとする国民投票型民主主義と対照的に、コミュニティの「公益」(the common good)への奉仕を強調し、また公益を実現するために、討議を通じた意志形成の場としての公共圏への参加を重視する。ただしこの類型にも、ひとつのコミュニティの価値や慣習を強調するあまり、他のコミュニティを排除する自文化中心主義に陥る危険性が存在する。

第三の類型は「多元的民主主義」である。これは、個別的な利害関心を代表する集団間の言論の自由競争を強調することにより、国民投票型民主主義にみられるような「多数派の専制」に陥る危険性を回避する。しかしながら同時にこの類型は必然的に相対主義に陥り、民主主義を単なる勝者と敗者を生み出す権力ゲームに転化させてしまう危険性ははらんでいる。

しかし第二と第三の類型を結びつけた「コミュニタリアン的・多元的民主主義」によって、両者の欠点を相互に補完することができるとエスは考える。コミュニタリアンの視点は、多元的民主主義が示唆する没規範的な権力ゲームに対して道徳的価値と公益を上位に置く。一方、多元主義的視点は、コミュニタリアン的民主主義がはらむ自文化中心主義の危険を、複数のコミュニティが政治的意志決定プロセスに参加することを可能にすることによって回避するのである。

エスによれば、民主主義概念を以上の三つないし四つの類型に整理することによってまず明らかになるのは、これまでの電子民主主義をめぐる議論の混乱の多くは、実は民主主義概念そのものをめぐるマクロな政治的・文化的議論の反映に過ぎなかったという点である。それに加えて、(先述のスプロウル/キースラーに代表されるような)CMCネットワークの「平等な参加」原理が「民主化」をもたらすという技術決定論的な議論が「国民投票型民主主義」を暗黙の前提

としていたという点も明確になる。そこに欠けているのは、単なる「参加」ではなく、討議を通じた意志形成というプロセスこそ民主主義にとって本質的なものであるという視点である〔第3章で紹介したマーク・ポスターの議論、すなわちCMCネットワークは「平等な参加」原理によって「直接制民主主義の理想」の実現を可能にするという議論も、同じく「国民投票型民主主義」モデルを前提としたものといえよう〕。

以上のような考察を経てエスは、ハーバーマスの討議倫理学を理論的基礎として援用しつつ、最も適切な電子民主主義のモデルは「コミュニタリアンの・多元的民主主義」であると考ええる。

ハーバーマスのいう討議 (Diskurs) とは、通常のコミュニケーションを規制している社会規範自体の妥当性を問題にする、特別なタイプのコミュニケーション〔いわばメタ・コミュニケーション〕であり、ハーバーマスが近代の民主主義的政治文化の本質とみるコミュニケーション的合理性が最も顕在化する場である。

討議においては通常のコミュニケーションの流れが中断され、コミュニケーションの (暗黙の) 前提となっていた認識や規範の妥当性が議論の対象となる。討議には全当事者が平等に参加し、すべての発言の妥当性要求が批判の対象となり、「より優れた論拠」だけが承認されることによって、最終的な合意が形成される。そして、最終的にすべての参加者が同意できる規範だけが妥当なものとして承認される。この討議概念を基礎とする討議倫理 (学) (Diskursethik) は、規範の「内容」ではなく近代社会において規範が成立するための「形式」、すなわち上述のような討議の手続きを理論的に明確化することを課題とする理論である。それは規範の「内容」ではなく「形式」にのみ普遍性を要求する点で、グローバル化した社会におけるコミュニティや文化の多元性と矛盾せず、むしろ多元性を保障する理論として位置づけられる (Habermas 1983 = 1991)。

CMC ネットワークにおいてこの討議倫理に基づく「コミュニタ

リアンの・多元的民主主義」が実現されている具体例としてエスは、インターネットの多くのメーリングリストで形成されてきた規範をあげ、次のように述べている。

インターネットのメーリングリストは、国民投票型民主主義ではなく、討議倫理に基づいた多元的な民主的コミュニティの代表例となっている。というのも、それらのメーリングリストは、互いの関心と欲求についての合意の上のみ成り立っているからである。普遍的アクセスを要求する国民投票主義からすれば、誰もがすべてのメーリングリストでの議論に参加する権利をもつことになる。しかしこんにち実際には、メーリングリストはそこでの議論に参加しうるだけの背景知識をもたない者や訓練を受けていない者には、ふつう成員資格を認めない。……国民投票主義の要求とは逆に、討議をおこなうコミュニティにおいては、討議倫理に基づいてそうした自己定義と参加制限がおこなわれる。なぜなら討議倫理はコミュニティの多様性を正当なものとし、個々のコミュニティは関心と規範との共有によって定義されるからである。……インターネットにはきわめて多様なメーリングリストが出現しており、そのいずれもが多様な関心と話題との上に成立しているが、その大半はこの種の制限を含む一般的形式を共有している。このような実践は民主的コミュニティの広範な多元性についてのハーバーマスの構想——成員が追求する討議という形式によって民主化されるコミュニティの構想——と密接に合致する。それは国民投票的ビジョンから帰結する、地球大の単一のコミュニティとは対照的である。(Ess 1996: 218-9)

エスがこのように提示する電子民主主義のモデルは、「議論に参

加しうるだけの背景知識」をもつことを成員資格とし、かつ「互いの関心と欲求についての合意の上でのみ」成り立つこと、すなわちヴォランティア・アソシエーションとして成立することを強調している。その意味でエスの議論は、「ハッカー文化」に代表される初期インターネットのモデルの延長線上に電子民主主義のモデルを構築しようとする議論として位置づけることもできよう。

エスの議論は民主主義の概念を明確に分節化した点で評価されるべきものであり、またその電子民主主義のモデルは、今後の情報ネットワーク社会の規範形成の方向性について構想するうえで多くの示唆を与えるものといえよう。

ただエスが提示する電子民主主義のモデルでは、メーリングリストを例としてあげることからも明らかなように、その妥当する範囲はマイクロな仮想空間の内部に限定されており、マクロな政治状況における電子民主主義の具体例は示されていない。この点に、エスの議論の射程の限界をみることができる。

3 電子民主主義におけるマイクロとマクロ

——ハーバーマスの生活世界／システム図式を手がかりに——

電子民主主義論に対する先述のようなエスの課題設定を継承し、さらに理論的・経験的に展開していくためには、思想・理念ないし実践のすべての面にわたって、電子民主主義（ないし民主主義一般）における次の二つのレベルの差異を、分析枠組として設定することが有効であると思われる。

一つは「マイクロな電子民主主義」である。これは生活世界レベル、すなわち個々人のあいだの言語的コミュニケーションの世界における民主的な意志形成の理念ないし実践であり、CMCネットワークによって構築される仮想空間は、生活世界におけるコミュニケーション

ヨンの環境ないし基盤として位置づけられる（このレベルでは、必然的に意志形成自体が仮想空間の内部で自己言及的におこなわれるケースが多くなる）。

もう一つは「マクロな電子民主主義」である。これは生活世界レベルでの民主的意志形成に基づき、システム（とりわけ政治システム）を批判しコントロールしようとする理念ないし実践であり、CMCネットワークによって構築される仮想空間ないしインターネット空間は、生活世界で形成された意志を政治システムでの意志決定プロセスに反映させるための回路として位置づけられる。

いうまでもなくこの二つのレベルの区別は、ハーバーマスの生活世界／システムという二層の社会図式と対応している。以下、この区別の含意について明らかにするために、ハーバーマスの生活世界／システム両概念の関係について確認しておこう（Habermas 1981-II: 229-93 = 1987: 65-129）。

ハーバーマスが西欧近代の最も重要な理念のひとつと考える民主主義の基盤は、明らかに生活世界、つまり言語的コミュニケーションによって形成・維持される社会空間に置かれている。ハーバーマスによれば、生活世界レベルにおける社会の近代化・民主化とは、問題解決や社会統合が（宗教などの）伝統的規範や権威によってではなく、理性的なコミュニケーションに基づく合意によっておこなわれるようになっていくということである（先述の「討議」は、コミュニケーションの中でも既存の規範の妥当性そのものをテーマとする点で、とくに重要な位置を占める）。このような変化のプロセスをハーバーマスは「生活世界の合理化」と呼ぶ。

しかしながら、生活世界の合理化が進展するに従い、「不合意のリスク」つまりコミュニケーションが合意に至らず、問題解決や社会統合がなされない危険性も必然的に上昇してくる。そこで言語に代わる媒体（貨幣および権力）によって社会を制御し、不合意のリス

クを軽減する必要性も高まっていく。近代に成立したマクロな社会制御メカニズムとしての経済システム（資本主義市場経済）と政治システム（中央集権的国民国家）の本質的な存在理由はこの点にある。

このように生活世界とシステムという二層の社会図式を想定する場合、最も重要な問題となるのは、いうまでもなく両レベル間の関係がどのように調整されるのかということである。とくに民主主義の理念を社会全体において実現していくには、生活世界レベルでのコミュニケーションによって形成された公的意志＝世論（public opinion）を政治システムに適切に伝達し、それによって政治システムをコントロールすることが必要になる。初期市民社会においてはまさにそのための回路、すなわち生活世界で形成された意志を政治システムに伝達するための空間として市民的公共圏が形成されていた。しかし19世紀以後の近・現代社会においては逆に、システムの制御媒体である貨幣や権力が、本来はコミュニケーションによって調整されるべき生活世界の諸領域（たとえば学校や家族）にまで侵入し影響を及ぼすという逆転現象が増大している。これをハーバーマスは「システムによる生活世界の植民地化」と呼び、近・現代社会の病理現象の最大の原因とみている。

マイクロ／マクロ両レベルにおける電子民主主義の実現可能性、および両レベルの関係について考察する場合、生活世界とシステムとの以上のような関係をつねに念頭に置いておく必要がある。つまり、マイクロレベル（生活世界）での理性的コミュニケーションによる合意形成がCMCネットワークにおいてどのようにして実現されるのか、またマイクロレベルで形成された公的意志をマクロレベルに伝達し、システムのコントロールを可能にするうえで、CMCネットワークがいかなる役割を果たすのかといった問題が、具体的に考察されなければならない。

マイクロな電子民主主義の具体例は、第1章で詳述した初期インタ

ーネットの「ハッカー文化」や、その流れをひく先述のチャールズ・エスの電子民主主義モデル（メーリングリストの規範）に典型的にみることができる。第2章で考察したように、自己言及的な規範形成がおこなわれやすいという仮想空間の特性は、一般にミクロな電子民主主義の実現にとって有利な環境をもたらすといえよう。同じく第2章で紹介した「草の根」BBS、WITH-NETでの個人アクセス情報の公開に関する議論は、その典型を示していると解釈できる。

しかしながらマクロな電子民主主義の具体像については、日本社会の現状をみるかぎりでは、想像することさえ困難であるといわざるをえない。そこで以下では、欧米でのマクロな電子民主主義の実践とみられる事例を手がかりとして考察を進めたい。

4 マクロな電子民主主義

——電子メディアによる市民の政治参加——

「電子民主主義」の共通性と多様性

マクロな電子民主主義を実践レベルで具体化しようとした試みとしては、1980年代以降欧米で次々と出現した、CMCネットワークによる市民の政治・行政参加のプロジェクトが代表的なものであろう。ここではそれらのプロジェクトについてのケーススタディ集である『サイバーデモクラシー』（Tsagarousianou, Tambini and Bryan eds. 1998）を参照しながら、マクロな電子民主主義の可能性と問題点について考察を加えたい。

先述のように、1980年代におけるCMCネットワークの発達と普及は、それまでは多分に思考実験のレベルにとどまっていた電子民主主義を急速に具体化していく契機となった。まず1980年代半ばに電子民主主義の実践の最前線に位置したのは、アメリカのいくつかの地方都市（グレンデル、バサデナ、サンタモニカなど）における試

みであった。その代表例として最もしばしば言及されるのはカリフォルニア州サンタモニカ市のPEN (Public Electronic Network) である。PENでは、市内各所にCMCネットワークの公衆端末を設け、電子メールによる市役所への質問を受け付け、あるいは市民同士の電子会議の場を提供するなどの方法によって、市民の政治・行政への参加を保障するシステムの構築がおこなわれた (Docter and Dutton 1998)。

同様の試みは1990年代初頭以来、アムステルダム、ポローニヤ、マンチェスター、ベルリンなどのヨーロッパの諸都市でもおこなわれている。こうした試みを主導したのは、いずれの場合も中央政府ではなく地方自治体あるいは市民団体であり、それらの主導者たちがしばしば語ったのは、「情報・コミュニケーション技術の採用によって、衰えつつある政治生活への市民参加を回復させ、地方政治に新しい活力を与えることができる」という議論であった (Tsagarousianou 1998: 168)。

しかしながらこれらのプロジェクト群の中には、以上のような共通性を別とすれば、電子民主主義に対するきわめて多様なアプローチが存在する。たとえば採用されている民主主義のモデルという面では、(先述のエスによる民主主義概念の区分を裏づけるように) 国民投票型である場合もあれば討議を重視するモデルである場合もあり、また組織形態の面では、草の根的な組織が権限をもったプロジェクトもあれば、自治体主導の情報公開・情報提供を中心としたプロジェクトも存在した。こうした多様性は直接には民主主義概念そのものの多様性を反映しているが、それは各地域の政治文化の多様性、さらには国家的ないし超国家的な政治の枠組の多様性の反映でもある (Tsagarousianou 1998: 168-9)。

たとえばベルリンの「情報システム・プロジェクト」は、民主主義のモデルとしては市民のネットワーク形成を重視しているが、組織形態としては市が主導する情報提供・情報公開のシステムを中心

としている。こうしたプロジェクトのありかたは、ナチズムの歴史経験への根底的反省を経て形成された戦後ドイツの政治文化、とりわけ「人民主義的戦略と非合理的な意志決定プロセスに対する不信」、すなわち国民投票型民主主義モデルへの強い不信を反映していると考えられる (Tsagarousianou 1998: 174)。

電子民主主義の実践がもつこのような多様性は、先述のマントヴァーニの技術決定論批判、つまり、電子民主主義を現実に左右するのはテクノロジーに様々な意味を与える社会的文脈であるという主張を明確に裏づけるものといえよう。

顕在化した二つの問題——アクセス権と表現の自由

『サイバーデモクラシー』の編者の一人ツァガルシアヌは、欧米での電子民主主義の実践の中で顕在化してきた諸問題の中でもとりわけ重要なものとして、アクセス権の平等性の確保、および表現の自由とネットワーク管理との関係という二つの問題をあげている。

アクセス権の平等性の問題は、端的にいえば「情報技術へのアクセスの手段と条件の有無が、情報そのものへのアクセス権を規定するようになる」という問題である。つまり、経済的・社会的な不平等が、電子民主主義プロジェクトに参加するのに必要なアクセス手段・技術の所有に関する不平等〔つまり情報強者と情報弱者の格差〕をもたらすということであり、これはいうまでもなく民主主義の理念の根幹にかかわる問題として議論の対象になった。この問題の解決策は、情報基盤の公的供給〔たとえば端末の無償配布〕や情報サービスへの公的助成といった方向性をとらざるをえないが、その場合、そのためのコストを誰が負担するのかという財源の問題が生じる。さらに、ジェンダー・年齢・エスニシティなどの諸要因からくる情報テクノロジーそのものへの個人的好悪といった側面までもを含めた、広い意味での情報格差の解消を公的に保障することがそもそも

可能なのかという問題も指摘される (Tsagarousianou 1998: 170-1)。

表現の自由とネットワーク管理との関係という問題は、「民主政治と分かちがたく結びついている表現の自由への権利と、公的ネットワークへのアクセスの濫用を抑制しなければならないという必要性とのあいだの、微妙なバランス」のうえに立っている。この問題は、(たとえばドイツのネオ・ナチのような) 過激な政治集団が自らの目的のために公的ネットワークを利用するような場合、とりわけ複雑な様相を帯びる。この問題への解決策としては、たとえば先述のサンタモニカ市のPENでは、当初はまったく管理されず自由な発言を許容していた会議室に、管理者を設置するという方法をとった (Tsagarousianou 1998: 171-2)。

これら二つの問題は、いずれも電子民主主義にとって本質的な(またそれゆえに解決の困難な)問題であるとともに、マクロな電子民主主義がまさに「マクロ」であるがゆえに顕在化してきた問題ともみることができよう。

アクセス権の問題はマイクロな電子民主主義においても潜在的には存在していたが、多くの場合その参加者はすでにCMCネットワークへのアクセス手段と技術を所有しており、また空間的範囲がローカルな仮想空間の内部にとどまっていたために、顕在化することが少なかったと考えられる。しかしながらマクロな電子民主主義においては、CMCネットワークへのアクセス手段・技術の有無にかかわらず、ある地域の住民全員が利害関係者となり、また問題が発生する場所が生活世界からシステムへと移動したために、アクセス権の問題が顕在化したといえる。アクセス権の平等を確保するための公的助成やその財源の問題が、生活世界レベルではなく政治/経済システムのレベルの問題であることはいうまでもない。

表現の自由とネットワーク管理の矛盾という問題も、やはりマイクロからマクロへと電子民主主義が実践される空間が拡大することに

よって顕在化したと考えられる。マイクロな仮想空間では比較的成員が限定され、また自律的な規範形成がおこなわれやすいため、ネットワークの濫用という問題は生じにくかった。しかし空間の規模が拡大すれば匿名的参加者の増大とともに逸脱行動が増加し、自律的な規範形成はおこなわれにくくなり、仮想空間を全体として管理する必要性が高くなる。つまり、(第2章で述べた)ネットワーク性と匿名性との矛盾、およびそれを調停するための自己言及的な規範形成の必要性という仮想空間の構造的特徴が、この表現の自由をめぐる問題にも反映しているのである。

また、このマイクロからマクロへの拡大は単なる量的拡大ではなく、いうまでもなく生活世界からシステムへという質的推移をも含んでいる。それゆえ表現の自由とネットワーク管理(ないし規制)との矛盾という問題は、最もマクロな局面では、憲法上の権利としての言論・表現の自由をめぐる問題として展開されることになる(まさにその具体例となったのが、次章で述べるアメリカの通信品位法をめぐる議論である)。

電子民主主義の実践への評価

ツァガルシアヌは欧米におけるマクロな電子民主主義のケーススタディをおおむね上述のように総括したうえで、全体としては次のように必ずしも肯定的とはいえない評価をくだしている。

大半の電子民主主義プロジェクトは、スローガンとして「双方向性」を強調していたのとは裏腹に、実際には行政主導のトップ・ダウン方式であり、「コミュニケーションと討論のモデルよりは、情報のばらまきによる説得というモデル」に依存していた。「情報のばらまき」モデルとは、政治・行政システムが問題を設定し、メッセージの内容を決定し、そして結論の方向性に強い影響を及ぼすというモデルである。こうした従来からの政治的意志決定のモデルの

うえに、多くの電子民主主義プロジェクトも構築されていたことになる。電子民主主義プロジェクトの成否は、それまで政治システムとマス・メディアとによって支配されていた〔擬似的〕公共圏に代えて、オルタナティブな公共圏を創出することができるかどうかにかかっている。しかしながら、ほとんどの電子民主主義プロジェクトはそれに成功しなかった、とツァガルシアヌは述べている (Tsagarousianou 1998: 175-6)。

こうした失敗の責任は、理念ないし実践としての電子民主主義プロジェクト自体の内部よりも、むしろそれらのプロジェクトに先述のような多様性をもたらした、それをとりまく政治文化ないしはマクロな政治システムの枠組にこそ求められるべきであろう。

電子民主主義〔プロジェクト〕それ自体が、コミュニティを民主化することはできない。公共空間の創造、見解や要求の明確化、そして市民の自己形成のためには、公共的な討論へと向かう、より多くのエネルギーとコミットメントと草の根的な取り組みが必要なのである。(Tsagarousianou 1998: 176)

そうした意味でマクロな電子民主主義の成否は、生活世界の側からシステムをコントロールしようとするような世論形成の場としての公共圏が、CMCネットワークという新しい基盤のうえに成立しようかどうかという点に、結局はかかっているのである。

5 公共圏というテーマへ

情報ネットワーク社会における民主主義の新たな可能性をめぐる問題は、決してCMCネットワーク技術と「民主化」との一方的なの因果連関の問題ではなく、とりわけ生活世界とシステムとの境界

(インターフェース)において、CMCネットワークを基盤とした公共圏が形成されるかどうかという問題に帰着する。本章での考察はそのことを明らかにしたといえよう。

マクロレベルにおいては欧米の電子民主主義のケーススタディの紹介の中で述べたとおり、とりわけ注目されるのは、アクセス権と表現の自由という二つの問題が、それらの実践の中で浮上してきたという点である。周知のようにこの二つの問題（とりわけ後者）はCMCネットワークが今日のように発達する以前から、民主主義とジャーナリズムないしマス・メディアとの関係という文脈において議論されてはいた。しかしながら電子民主主義という文脈においてはこの二つの問題は、まったく新しい相貌と重要性をもってくる。なぜなら情報ネットワーク社会においては、原理的にすべての市民がつねに、アクセス権や表現の自由をめぐる問題の当事者、ないしそれらの権利の主張者となりうるからである。そしてこれらの問題を解決するための合意形成は、理念的にはそれらの当事者全員が参加しうる公共圏を基盤としてなされなければならない。さもなければこれらの問題の定義や解決策は、結果的に政治システムによる制御に委ねられてしまうからである。

民主主義にとって公共圏が本質的に重要な基盤であるということは、ミクロレベルにおいても基本的には同様である。なぜならミクロレベル（生活世界）においても、理性的コミュニケーションによる合意形成への志向は、一方ではシステムからの「植民地化」の圧力との、他方では生活世界内部における伝統的権威・規範を維持しようとする圧力との対抗関係の中につねにさらされているからである。その意味で、ミクロレベルにおいても合意形成の基盤としての「マイクロ公共圏」が想定されなければならないだろう（これについては、経験的事例も含めて次章で述べる）。

理性的コミュニケーションないし討議と、その基盤としての公共

圏との関係という問題点についてとりわけ示唆を与えるのは、ハーバーマス自身による討議倫理学に対する次のような留保である。すなわち、討議そのものはつねに「特定の社会的コンテクスト」に制約されており、討議のための理想的条件をつくりだすためには「制度的な予備的措置」が必要である（Habermas 1983=1991: 147）。いいかえれば、討議は社会的現実に対して直接には無力であり、討議自身が実現するための条件さえつくりだせないのである。

この条件をつくりだし再生産しうるような具体的な社会空間をさす概念として、ハーバーマス自身がつねに想定してきたのが公共圏である。すなわち、討議が可能となる土壌を自己準拠的・自己言及的に再生産しうるような社会空間として、公共圏は位置づけられているといえよう。

次章では本書全体の最も中心的な課題として、情報ネットワーク社会における新たな公共圏の形成の可能性を、理論・経験の両面から探っていきたい。